

あいぱーく今立ご利用にあたって

利用時間

午前9時から午後10時まで

ふれあい広場は、終日。(市長が特に必要があると認めた場合は除きます)

休館日

12月29日から翌年1月3日まで

※必要があるときは休館日を変更する場合があります。

窓口での使用申請受付時間

午前9時から午後5時まで

受付期間

利用日の3か月前から7日前までの受付とします。

申請方法

所定の「使用許可申請書」により、あいぱーく今立にご持参いただくか、越前市施設予約サービスで申請してください。

受付順位

原則として先着順に受付します。ただし、市の事業等で希望日の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

使用料の納付

あいぱーく今立の使用料は、平日9時から17時までの時間内に あいぱーく今立 施設予約受付窓口にて納入してください。なお、施設の使用料は、使用前の納入を基本としておりますが、法人、団体等の経理上の事情により、使用前納入が困難な場合は、使用申請の際ご相談ください。

利用の変更

ご利用についての変更、取消し等がある場合には、直ちにあいぱーく今立(0778-43-1809)に連絡してください。

使用の取消し

申請後、使用取消しをする場合は、使用しようとする日前7日までに使用取消しを申し出ない限り、使用料を徴収しますのでご了承ください。

□利用の制限

次のような場合には、施設の使用承認はできませんのでご了承ください。

- ・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・施設、附属設備、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- ・火気、爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- ・暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- ・上記に掲げるもののほか、施設の管理及び運営上支障があると市長が認めるとき。

□利用権の譲渡等の禁止

許可を受けた施設等の利用を第三者に譲渡したり、転貸することができません。

□損害賠償

施設、付属設備、備品等を損傷または毀損した時は、管理人室に連絡ください。故意または過失により損傷または毀損した場合は、損害賠償をしていただきます。

□利用方法

利用当日は、受付で、使用する部屋の鍵を受け取ってから、利用する施設へ行ってください。また、机、椅子を移動した場合は、元に戻してから退出してください。

□使用承認の取り消し

次のような場合には、使用許可を取り消すことがありますのでご了承ください。

- ・条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- ・使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- ・使用許可の条件に違反したとき。
- ・利用の制限のいずれかに該当するに至ったとき。
- ・上記に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

□使用時間の厳守

使用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。この時間内に、全てが終了するよう使用時間を守ってください。

□張り紙の禁止

壁紙や柱の損傷、汚損する恐れがあるので、壁等への張り紙はしないでください。案内などの掲示が必要な場合には、受付にご相談ください。

□電化製品の使用

電化製品を持ち込んで使用するときは、申請の際、受付に必ずご相談ください。

多目的ホールの利用条件

多目的ホールは、一部壁がガラス仕様であるため、利用を軽運動に限ります。

楽器演奏等での利用条件

楽器演奏等での施設利用は、多目的ホールの全面予約に限り、使用を許可します。なお、ご不明な点がございましたら、事前に電話（0778-43-1809）にてお問合せください。

使用が終わったとき

施設の使用が終わったときは、付帯設備などを元に戻してください。また、看板や持ち込んだ道具類は、使用后直ちに撤去してください。発生したゴミについては、必ずお持ち帰りください。

駐車場の利用

施設をご利用する場合、あいぱーく今立の駐車場をご利用ください。なお、駐車場内での盗難、事故などには一切責任を負いませんのでご了承ください。

喫煙

建物内は禁煙です。屋外についても指定された場所以外では禁煙です。

物品の販売等

施設の市民利用供用部で物品の販売等は禁止いたします。

盗難事故等について

施設内で発生した盗難などには、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。